

改正
補訂

地方凡例錄

三上

9

73

4364

3

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

保
4364
卷 3

大石猪十郎久敬著述

貳篇

改正
補訂

地方凡例錄

見山樓藏版

國子監
印

改正補訂地方凡例錄卷之三目次

卷之三上

一檢見仕法之事

一畝引檢見之事

卷之三下

一有毛檢見之事

附色取檢見之事

一請免居檢見之事

一段免之事

一遠見檢見投檢見准合之事

一一々五檢見之事

文友
會社

一 水綿檢見之事

附水綿 本朝へ渡りし遊觴之事

一 蠟檢見之事

一 五公五民之事

一 定免之事

一 荒地并起返之事

一 田畑取箇厘取取取之事

附免免之事

一 根取反取之事

一 虚厘実厘之事

卷之四上

一 寄附地之事

一 用地より上の田畑之事

一 阙所田地取上田地上より田地潰百姓上げ田地之事

一 譲田地之事

一 田地配分并遺状之事

一 越石之事

一 出作入作持添之事

一 質田地之事

附小拾帳之事 質金賣掛之事

一 一年季内質地請返度願之事

一 一年季明質地取捌之事

一年季と不限金平有合次第可請戻證文事

一年季過不請戻者ハ直ニ流地可致等文言書入證文之事

一字位名主加印宛所年号等ハ必ズ分定の外長年季證文之事

一二重質之事

又質之事

一質地の年貢許リ金主差出諸役ハ地主勤ベキ證文之事

一質入地面半分直小作致シ質地高木殘諸役共地主ノ勤ル證文之事

一端書質地ノトモ文言の内可請戻儀年季ハ必ズ不符證文之事

一質地可請戻様吟味の上消方以後元金滯トの事

一質地年季定之事

一地上死後質地請返之事

一質地證文水帳ノ不合節之事

一質地年季内々消致シ年季明殘金滯シ節之事

一朱印地寺社田畑屋敷等質入又々譲渡セシ節之事

一質入主身上消を出入リ成シ節之事

一質地貸金等の儀ニ付觸書多事

一小作之事

附直小作之事 別小作之事 永小作之事 名田小作

之事 家守小作之事 入小作之事

一永代賣之事

一田地永代賣買之事

一倍金質地之事

一年季賣本物返之事

一 頼納之事

附半頼納之事

一 殘地之事

一 切畝歩之事

一 書入田地之事

一 鉾山請山之事

一 畑田成田畑成屋敷成之事

一 石間出石之事

一 新屋敷新宅取立之事

一 往還道立替之事

一 屋敷内新祠建立之事

一 新地建立訂寺之事

一 地境川瀬附寄之事

卷之四下

一 古今租稅之事

一 夏成金糶之事

一 三分一銀納十分一大豆銀納之事

附上方八閑東より式割増之事

一 諸國石代直段之事

附貫代之事

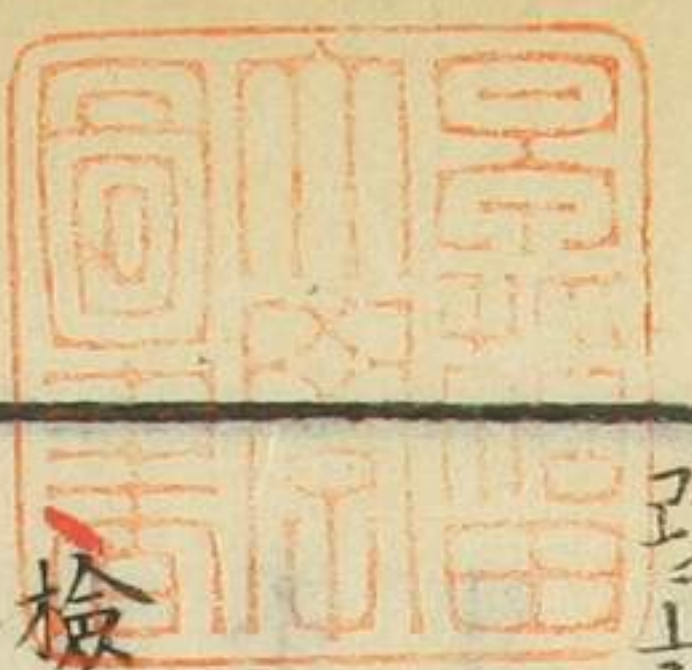
甲州雜穀直段之事

石代定書之事

一 閑東石五斗代壹石或斗五升代糶之事

- 一 相場書之事
- 一 一種代之事
- 一 甲州大切小切之事
- 一 諸國俵入之事
- 一 四物成三五分物成之事
- 一 本石計立之事
- 一 檢地仕方補闕耕地繪図認方之事
- 一 郡縣封建附西洋各國政体之事
- 一 國号并郡名郷名之事
- 一 租税名目之事
- 一 日本國總石高之事

改正補訂地方凡例録卷之三十四目次畢



改正補訂地方凡例録卷之三上

高崎

大石久敬士 著述

檢見仕法之事

夫檢見と云々田方立毛見分の上坪筋と致し稻の豊凶は随ひ租税を極
 ることとて容易あらざる業あり是より悉く誤りることを立毛の善惡を
 見分る許りことハ檢見ことハ見る毛見と云檢見と云ハ立毛の豊凶を
 見定ると云云及むる村柄の善惡民力の強弱其外諸事視察觀の三々
 以て取箇を極るに付檢見と云視とい目と以て見ることを先づ立毛の
 豊凶村立案居の善惡田畑及別の多少田地繩延り繩詰りうの廣陟勝手
 作等の有無と見も儀るる觀とい心と以て見ることを先づ農業一式の村方

改正補訂地方凡例録 卷之三十四 檢地

の耕作の外助成もある稼の有無百姓働の精不精平日村役人へ掛の虚
 実或は林場河岸等の遠近養の自由不自由入用の考へ年貢納方は付費
 用の多少等々を心と用ひ巨細を觀見致を儀あり察し理を以て見
 る儀して夜令バ此村畑勝の村とて田方少く田の年貢少く進でも畑の
 作徳多く痛まらざるは付稲作の出来方より宜しく取箇と付てり
 苦しうなる道理又と一向畑少き村方とて外の作徳等もなれば田
 の年貢と緩める等の勘辨ありては村方行きま然るも余計は取るも
 又と勘辨の儀も他村の出来方と見比べりあるりのは付隣村と格別
 不同りては百姓も承知致さざるあり此儀は限らば取箇の附方より
 付理と押て相考るてありては檢見の仕方より依て困窮の村方の取箇
 儀も有り又い忽ち潰さるる及ぶてもあるは付其年の稲の出来方のと

は泥み取箇と極る儀は甚だ不功者のと有り夜令當年の取箇強く年貢
 少く相増とも冬春に至り夫食差又へ飢人等出来れば是非も夫食
 賃等と致さば一へ成難く其上年貢未進等より厳しく取立を成
 作取付等も出来兼又潰さる百姓も出来切角取増ても実の増はありて
 差引とも却て不益もあるて有り當坐り取増せば檢見役人手柄の様
 は見ゆれども始終地頭の不益の基とありたり又取箇と緩くしては眼
 前損失ありとも勘辨過るも宜しうは此処の用捨大に功者に入ると
 あり只正直を先とし負最偏頗の私あく中為筋を第一に心掛又下民撫
 育の心掛を怠らば上下始終の得失と視觀察の三を以て為と勘辨思惟
 し立毛を見分し取箇と極ると実の檢見と云惡く心得て民の難儀もい
 とるは租税と増せば手柄の様は関りあり自己の褒賞等と心掛非道

ある取箇と附る族も有り是等ハ全く自分の功ハ誇り實ハ地頭の爲前
と量る心底も有く又下々撫育多々の意も有く只一旦の手柄と頭ハレ
度ナドの儀一々是等々聚斂の臣とも云べきや故又検見等ハ出る役人
も能く是等の心得有るべきなり

一 検見村方へ立入らば先づ人数并は牛馬等の負教男女稼の容子科場新
取場料所地頭の用向勤方助郷の有無年貢人馬出方の多少堤川除用惡
水普請所の有無等々與と相尋ね年貢の外村入用多分相掛る村々又々
村入用少れう百姓の勝手より村々より札し作徳の多少と相辨じ取
箇附方の考へと致さべし且又検見廻状と差出を節前々水引荒地場処
起返等何れも壹米の所々も隠し置たり書出さべし若し隠し置後
日又露頭及ぶる廻村の節見出せば地主ハ勿論村役人ハも越度と

多くき音と觸遣ハし起返し小前帳差出させ申べし検見の節有れば隠
し難し追て起返し改し別段ハ出る節村々より等閑置又ハ横着は隠し
置たりるものあり検見破免とも地所紛も有るや有体ハ内見の
其外品の儀請書帳面ハ仕立置歩筋帳印形の節讀聞せ村役人の連印
と取るべし請証文の文言ハ大察通例有りて定法の文読とせよふし又
検見の節廻米早廻しの俵数と吟味し取り締り是又請書と取るべき
なり

一 検見以前ハ村役人地主立會悉く見分りて不同るは有り有体ハ内見
帳と仕立役所へ差出させ爲と美々入して相改む尤も役所より遠村の
分る前夜泊り村へ持参りて見べき音と申觸取寄て相改むべし村方耕
地繪圖ハ内見帳と一同ハ差出させし繪圖の仕立方を先づ廻村の形と

引き隣村の地境と何村と記し居村百姓家居る所と書載せ耕地ある
耕地落るれやうは田畑を凡そ分けて相糺し耕地は小字と書れ一
耕地限は田の反別を凡そ記し墨引繪圖して差出をへし尤も山川の
は是又記さへし耕地繪圖あてて村方の方角も知るが又村より
検見は馴を横着る村役人等ハ案内のてれ出来方宜しき耕地は低合
は附け内見取と少れやうは致し其耕地へは案内致さるても有り
るり享保年中以来關東上方遠國とも代官所の方を去て有毛檢見は
相成たるゆえ内見帳は立方合毛附くと總歩毛揃うを中下の差別
あく合毛限り守付て内見取と仕出さるり又若し私領上知等と檢
見不馴の村とを帳面の仕立方も不案内あく案内を遣はし仕立さ
るるし諸内見帳と差出らるる上は高百石は田反別何程に當ると云ふと

仕出しは百石當り町歩多き下田下は田多く石盛低しと知る又町歩
少き石盛高く上中の田多しと知り取箇の考へてのべし上田は
て反取高ければ夫は租税も多く上田畑所持の百姓は勝手宜し道
理るれは石盛高きゆえ高掛り物も余計に當り年貢又當り格別多
かり村下田とよく作りする方却て百姓の勝手も成るても有り然
も悪田とて是又肥養損うを作徳なれぬやうの勘辨の村々
の土地はもとよりなり村より田畑質入等上田を望み中下の方
を望むる多れ村より之を上田と高取米多分を作徳少く仕當り
合ざるゆへなり去て關東は反取るれは有毛檢見は成ては上中下
の根取は拘りて押あへて有毛取は付里とて高免は當り反取
は低免なり又下免とて反取高く當るなり石盛次第に付其村

一と厘取反取と申し仕出し百姓の損徳克々甚辨いし取箇と極るとは
 不同るれども心付多かり肝要あり借又免の上り下りの儀ハ一村限
 一と厘付上り懸寄と申し下り下り是ハ水損場等至て下免の村々
 去年の水損と検見引け多く當年の水損立歸りしるゆへ其村より
 格別厘付上り一郡一國寄と成て下免の村高殖り付きて毛付
 厘前年より下り下りて取箇と吟味するを毛付厘の
 吟味懸寄と申し高厘の吟味と申し下り下り取箇高下と考るとは
 石盛の高下上中下田の多少其外役村無役村或ハ音請所の多少男女嫁
 の有無秣肥薪取場等の遠近付同様の地面と申し作徳の多少ゆへ
 一厘付高下ゆへなり又東西並び村之ゆへ地面石盛も同様其か
 差替ると申した村方一かたを東村ハ免五と當り西村ハ四と一尊違

ふといへども下免の方と申し村柄格別宜しくゆふし左をねん何を子細
 何りて同様の村方と往古より一尊違ひのゆへ置と申すゆへ付理屈
 一構り容易と上げ下げと成難し去るゆへ實は厘付と下べき様ふし
 と見定ゆる村方と上げゆるゆ手弱し箇様ありと申し一尊違の厘と
 先づ初年は式分余り上げと之を試み又翌年式分余り上げ五分やど
 の上り又成る此時は當り若し百姓難儀と及び差支ゆるとゆへ是非
 相敷く然るは五分上げと申す百姓申さるゆへ又二三分充ち上げと
 容子と見ゆと村方の痛と成る節ハ東村同様と申すゆへ必だ
 一度一尊上る儀ハ決してゆへなり一体検見取の村方ハ何
 程豊作の年と申すも俄は一年五分七分上げ上る儀ハ曾て致すと
 あり一旦と上てと上村忽ち下村と成り困窮の本と成る此當りハ地方

立見様

巧者の入ててて克勤辨ゆるべき儀あり

但し一尊と云の免一箇のこころ十一の免あるが十尊一箇と唱ふ
石盛の様子十一十二あるが云ふは是れ十より下の免を十尊と
云ふは八箇九箇と云十の免を云ふは十尊と云又寸尊と云書く

丁なり

一立毛の見様朝の間を稲と露と含み葉の艶よく穂首傾た実よく見
へ雨天のどけ又雨の翌日あぐり取分よく見ゆりありのあり昼より夕方
を悪く見へ晴天風吹の節に稲の見分おしく日は向て見をばよく見え
日と宵よしと見る所を悪く見へ高き或ハ馬上より見ると穂薄く稲の
出来格別悪く見え又低く見ると見上を販さしく又見流せと見えよく
見ゆるよりまて右の心得と以て見分べし又穂と手は取るとは穂の

小筋残きハ実入よれ上作り米多又深きハ実入悪く又米も少し一
穂手を取り去るにて見るも手當りよくつくなりよあへるハ実入
宜しうと久く穂伏しうとそ一箇は宜しと心得べく久く久く実入よれ穂
を穂重く売つよく穂先重く葉色よく弓のてくは伏をのりよ是ぞ
上出来あり又根よりひしと折るるとよく伏し葉色悪きを根虫附
り売痛むる葉の性弱くして伏する悪穂ありまて売痛むるの稲は穂沢
山見ゆるゆ一向取実あし何も伏する稲は穂多くるありのあり
又水損場水被り或ハ長雨等よく前穂少し芽の白く出ると分も早く干
上き皆損はふくされども米性悪し又芽の青まかると程は前とる
を米も成ても一向用立を前穂の儀と百姓より申立るとは石の心得
と以て見分べし其外立毛のまらう色をばまらう其処より違ひゆ

立見様

三

り度々検見の目より心よりよく馴れし免角見分りて雖
 ども先づ有増の右の心得りて見分をべし
 一 検見道とて村より極め置き小溝の橋とけ案内の検見馴
 る村方も道筋の立毛相应は附合の何方を坪対の格
 別出入るにやうのく下見山間或は方角遠の遠所等の検見役人
 と案内のく耕地を宜しき出来方より壹合貳合の合毛附りて内
 見敷少きやうは帳面と持るるは村案内の外より心悪き場処の案内
 は拘りて見分のくべし勿論総て別何やうも覚へ段々見かしとる
 処の町歩の多少と考へ若し見請る町歩格別少くは必ず隠し置く田
 坪のりし心得べし内見帳毛揃りて壹合毛貳合毛又ハ皆無及別多き田
 場りては高合毛の札多くして低合毛の札少くしてると記すは題か心

と付若し内見帳と立札との相違を多々やと相見し胡亂の儀もやが
 立札と残らぬ取上げ内見帳は突合せの味いさへべし一休村方下見
 りて一方の儀を依令の八合の田と五合六合位の毛附に記し二三合
 りる分の皆無し書出さてこの通法あり勿論貳合をハ毛附りて皆無し
 りては定法あれども村より八合のりると三四合は附け四五合の田
 と皆無し記す不將の下見もりて内見の仕方と村より不同なるゆ
 え別出しと掛するは内見の強弱よりして見計ひらるべきなり皆無し
 ても立毛のりるべしと見ある分多くあるは歩野とて別出しと掛
 りては相应し引戻をべし若し隠田等の多れは検見繪圖内見帳は添て
 差出し置り付字限り引合をべし右繪圖ハ村繪圖と墨引字をせ田の
 りる耕地の物陰等を字限り相記し内見帳字より引合を見えべし

坪作法

左ふくねが落地なるものなり右の通り委細は吟味とて必ず成て
 捜し意地多く掘穿つてとらるべし此語は可為委不可掘と云ふなり
 唯正路と元とし百姓の私ふれやう懸うよ云喻し不埒あるやうに案内
 のとらるべし理屈均しく百姓と吐り吟味強々れば民心乖きを歸服
 せぬ上下和睦せざれば自然村方困窮の根と成り上の為にも成ざる者
 あり上真実と以て百姓は對まれば下もそれゆゑも傷り多く自づこ正路は行
 渡り上の徳下り及べし不直の儀決してあるものなり
 一坪筋をよる田は苗代田又を肥し場是ハ田の内肥しと積置処りて其跡
 ら出来方宜しく一枚等と除た出来方甲乙ある田と見立て此田より
 の内不同なる者あり先畔より場処と見定め置爰より切んと思ふ処へ
 杵と入べしと思ひ先畔より場処と見定め置爰より切んと思ふ処へ
 ちぢりて入て杵と掛べし田の中へ入てよく此処彼処と見比べて却て

坪作法

見からん又村役入百姓の思はくも耻うしれりなり借水場ある
 船検見等の節水深くして穂許りもる田と坪筋あるもの杵水上へ
 浮ひて落着きさるゆゑ杵の内の稻と計りて一箇様の処の杵と上り
 て組立四方離きさるやうに稲の植立と穂上りと考へ杵と受け杵
 の内の方四方の角へ細き竹と真直立杵の揺るやうに杵の内の
 へ入るる稻と引立をバ杵の内へ入るべき稲外へ出さバ稻と稻との間
 遠く成入間敷稲外より内へ入るるにハ杵の壓を屈むゆゑ何れ
 とハ杵の処へ手を入る稲株と探りて入べきか入るべきかの稲
 株と克々糾して坪筋と極べし箇やうの場処りて別して村役入とハ
 又能く改めさせ異論ある上之と極むべきなり
 一杵の内径六尺壹方より竹の曲りあると撰み四方と切違ひより為し釘を

挿く用むべし尤も古検の村方ハ六尺三寸竿又上方筋遠國ハ六尺五寸四方と壹歩と云処りなり其村よりて去習ハしむるが壹歩の尺を測りし尚も古検新検の誤水帳村方差出帳等と以て糺さべし木の杵ハ水に入らむるに宜しく人諸歩竿の入方と稻株四方附もあつたやうに二方附も入らうとて大法より焚きむる左様も行儀よく入らうるにめりぬる右の心得と以て竿の下は留りたる稻株ハ割て入るその株も折のこし坪の勘定は入らうやうにまぶし餘り明過くくハ半こりや入らうるやうに見計らべし全体正路よりくはるハ一所よりまぶく武坪約取り之と平均しく壹坪の畝も用ゆるの古法あれども當時ハ右体の儀もあつた坪数ハ古法ハ上中下夫より三坪宛位敷も應じ九坪ハ十二坪も約て目様よりくあるれども有毛検見よりハ上中下根取の差

坪数或は歩法

別ゆるたてし付一箇村三坪や四坪や約きハ上より下りてり食替ふし又坪前稻と百姓ハ持せぬ足輕小者も持せ置て稻草の名新株の數等と建れ書付稻の中は入延りて裏み封印と附け人足も持せて先立段と検見より一箇村済する処より春法をまはらり又稲と杵と入る約上ると坪約とも歩約とも去夫とこかしく約もあつた春法と云此春法の場処より延と三四枚敷てその上より又延と一枚敷て扱せ藁の諸方へ散さぬやうに穂先を揃へ一所に集め置て残り穂るた様は吟味より葉草履の草鞋の手よりめ野毛うけ股等よりく落の様は標み杭不熟の青叔を敷出し箕先へ正叔の出さるやうに付べし且つ箕先より延と敷置若し正叔を敷出しるとれた幾度も敷直し扱くとたよりしく標と敷るやうに別て心と付さるハ横普の百姓ハ必も叔を盗

文三十一 尺金 卷之三十一

み或を散らして又様せらぬものより肌を脱せぬを袂とて入敷と隠し入るりのやり梓と入るた田地へは百姓の勿論村役人といへども寄付を此方とて非道なく定法の通り竿入をふし済むる上名主へ薦と見せ六分多た由と申さば百姓ども兩人とて苧取をべし必だ兩人より多く坪の内へ入るべしとて絶て検見先へ村役人札讀検見道具持人足の外不用の百姓を決して罷出さるるより申付べし多勢出ると記の村方失費も相立其上場処騒がしくして宜うらば又右番法の上敷を計るる重よ手代の致してきて一粒をみ拵の縁へ乗るより計るる田壹枚の内を少しも充稻の善悪不同なり見平均よく内見合毛と附るゆえ坪苧とる田々出来方不同るた処へ竿と入べし據るる不同の見ゆる坪へ入るとれたる善悪と見るるし中分の処へ入べし又余り小き田

粗計法

坪へも入るるは苗代跡と視田と云て別段出来方宜く并よ人家ある前通りは是亦格別よく出来たゆへ苗様の田場とて竿と入るるものあり村中多分の田数より村役人の見違ひよりして八合毛も入るべき処へ二三合の札と立るとり風と有り又田主へ札と渡して立さるると坪た田主立違ひとるるとり故より心付見違建違等ある田より坪苧とつらべり右体不束の立札なり内見帳より引合せ吟味と違げ弥間違と決せざ立直さるべし若し巧くして態と致せしは於て急度吟味と違て坪苧合毛見立の儀立札と讀合をせ毛附と閑歩行内より竿と入るる思ふ坪の稻一株と引立て批青粉等の有無穂の長短粉の肥瘦等と見分け壹株より凡粒何勺有べきや又壹歩何十株の勘定より凡何合毛何勺と見積るる竿と入べし一穂より凡粒百粒ありし位ありの壹

穂二粒百粒
凡粒何勺
是并あり

文三十一
三十一

開重株致多
クシテユラサ
アシ

歩み必らず壹升なり併し穂で二百粒ありしやる田を稀あるものなり
尤も関東より善く出来たる稲は百七八十粒二百粒位なりといふ
ども穂の間は後穂多くと平均百粒と云々稀なり又土地の善
悪寄てら壹歩の株数殊の外多少なり一休関東の地面宜しう故
株数多く上方中國助等ハ土地宜しく稲の株張て成長するは株数
少し関東より大方壹歩二百三十株以上至て薄地の村方ハ百七八
十或百株なりある処なり尤も地面宜しき水場等ハ七八十株位の処
も稀なり又上方根河泉辺ハ六七十株位なりともハ四五十株の場
処なり何れ其村其処の植方の心得の肥瘦にて合毛と見損なる
ものなり其村より壹歩凡そ何十株を植るやと村役人等尋
ぬべし早損の稲ハ見分より合毛なるものにて五合ありしと見え

も六七合もなるものなり又水損稲ハ五合と云わば三四合あると云ふ
し関東前ハ壹歩壹升以上ある田を甚ど少く壹升五六合もなるハ実
に稀なるものなり又畿内播州江州辺ハ式升以上の田なりて坪別
合毛と見立るを数度検見し馴れ其村々年々の有無等と凡そ見覺へ
るものハ見違ひなり又稲草より見分より合毛多かるものなり
り克く巧者ありて見違ひ多かるものなり右より去りて検見の立毛
の善悪の多し泥をてら村方の難儀及ぶる諸事と考へ合せ或ハ此
村と去年の取苗より今年貢納するの難儀の多かるものなり
少し緩めよ致まべし又此村の去年の取苗見損れしと甚ど緩らし
ゆへ當年の上りも然るべしなり其村々の谷子等と前方より前し
勿論検見以前は立毛見分りて置ては付前年の出来方と當年の

改訂地力簿
三三三
三三三

當り合
由枚印に
観るに

出来方の善悪と考へ取固の上げ下げ等ハ檢見以前ハ心積りと致し置
此村より凡そ五石位ハ取増とも然るべし又此村ハ去年より格別出
来方劣り其上去年の取固強まらざるべし又去年より八石位も下べし
と積り仮令が前年の取米五十石あるが八石引く積りより四拾貳石
とし又五石増をべしと思ふ村より前年の取米五十石あるが五拾五
石とし其米は四とふけ取直して其取石数と其村檢見とある田方及
別の卦より上は田法の三と兼て坪より一の取石数と除き壹坪は
仮令が八合と出る是と當り合と云諸村方より下見をふし合毛附と以
て取と仕出しを内見帳と差出し村内見取と坪数より割を仮令が五
合と當り右仕出し置る當り合より二合不足あるは村内見の上へ三
合前出せば宜しと其村より大凡の見當り附置坪数の合毛と見立る

ては破免村より定免取米の極りあるは村田方の定免取米は四
と兼て當り合と見置坪数のあるは三分以下の損毛ハ百姓内損毛と
破免はあつたる定法は付若し檢見と請る上破免はあつたるは下
見其外檢見用入夫等の費用とふけ其上三分の損毛は届るは二分四
五厘位の損毛と定免通り納むる多分の辨納は成り村方大に難儀は
及ぶるへ檢見以前は立毛と見分りては三分は及ぶるべしと見
請るは随分利害と申喻し破免と願はざるは取り計ふべし夫より
造り三分以上の損毛と相とへ檢見の上勘定をふし三分八厘
の損毛は當り僅のては破免はあつたるは檢見用入等彼是村方より失
費相立旁々定免は納めたる年貢米は引足らざる是非未進も成り格別
は村方も痛み未だ困窮の基より成ると眼前るは作畧を以て三分は

當らるる取計ひ方も何れも僅くは一二厘の違ひも無理に定免は
納めさせ未進寺に成り或ハ飢入も出来夫食賃寺の工たりてハ却て
上の不益に成り其二箇年の痛くを往々村方の困窮に成り果ハ地頭
の大損にもあるやハ箇様の処せよく勘辨し一民と撫育し未上上の
不益も立む上下の為は私の功とて巧者の取計ひ方等の心得あるべ
たも專要あり勿論検見以前當り合と仕立置ても全くハ宙試の儀は付
右合毛通りよりいふに及令ハ八合の當り合り前出度と思ふても思ひ
の外立毛宜しういふ五合より六合より當りては是ハ検見坪約の上
ありてハ知をばさるる先大積りハ検見以前當り合と仕出し置検見の
と此の見當りといふに及令ハ全体検見ハ視觀察の三ツにて村は應じ
て取固の増減と心中辨へ其上右は去りて其年の豊凶并前年取固

の強弱等と考へ其外村々の模範も随ハ増減ハ大凡ハ極め置て坪約と
いふべし尤も坪約ハ用ひて用ひざるより前々去りては是れより古来よ
く検見第一の法といふハ坪約あり地頭ハ之と以て損益と積り百姓ハ
之に依て年貢と出さるべき法と知り上下の見當りといふに及令ハ此坪約の
あり故に克々念と入程何程前出せハ宜しと云當り合と以て入用は
り少し余計に前出と様坪約の負數と見立るといふ勿論前出しとる分
と残らぬ試とては百姓といふ先慈非のやうに思ひて納得せぬ恨と合
み年貢取立等の害にも成るやハ及令ハ三坪歩約を平均四合五勺
の前出しある処とて三合前出せハ前年より五石相増とわけて取固ハ余
り位は付壹合五勺ハ切捨三合の前出しと致さん左をねハ百姓方とて
一体の勘定ハありて目前壹歩ハ叔壹合五勺充容赦と預りて

三十三 三十三

と悦びて氣請りよく年貢を出精しく納るるの有り依て新出しのてへ
 入用の叔数より壹貳合の余分は新出を多うし坪叔を見立てて肝要な
 里余り余計の新出しを三合も四合も切捨る様にして内容赦さば不吟
 味のやうに相向へ其上隣村の響きもやうに尤も内見のてへ村も同容
 こそをあるめへは新出しの多少はゆるとゆると村との切捨辛ハ格
 別の不同有りて依怙其負もゆると百姓仲間申觸して歸服せざる
 りのるが隣村と余り不同なれやうに取計るべし検見ハ其時の晴雨
 日一の叔の多少有り晴天と風吹く時ハ坪所の合毛少く雨天の節の
 濡叔を野毛も取らば粒離る其土叔もよめて合毛格別多し箇様の節
 ハ切捨る勘辨のるべし若し大需りと春法出来熟るとは叔は焙爐に
 うけて少し乾くしてこそあるても有り石春法の叔を先出合するだけ野

帳に附け春法場とて村役人の仮印と取置其夜取箇の勘定と為して
 何程の新出し叔を宜しと去て知るる上りて歩新帳の内見叔何合
 改め何合と書記し地主村役人の印形ととり又前書より村役人の印形
 ととりべし村中渡し請書歩新帳と錢帳其外検見下廻帳内見帳お
 どのて其案文等尚後篇に至り委記とべし

● 但し取米は四と掛るてん叔五合摺五公五民の法より有米半分ハ
 公納半分ハ百姓の作徳と成る仮令ハ拾石の有叔あれば五合摺まし
 て米五石半分よりして或石五斗ハ年貢と成り取米或石五斗ハ地主の
 作徳あり田法三と去て壹反ハ二百歩畝ハ三千歩付畝ト上
 へ三と乘るれば坪数とあるたり又新出しと去ハ内見叔平均合のこ
 へ坪所と増る叔丈と新出しと去てと總叔を加へ夫と四と割り其

年の取米も成る右の當り合とるより一反取米と七五とを除けば壹
歩の叔何程と出此七五と云ハ檢見の法りと是ハ一反の反取米七
斗五升あねば五合摺五公五民より一反の叔數三石あり三百歩の
積りより壹歩の叔壹升の當り取米七五より除けば壹歩の叔の負
數知る依て七五と檢見の法と為あり

大檢見
小檢見

一料所よりハ大檢見小檢見と二通りあり小檢見と云ハ手代兩人充
組合二組も四組も手代と出役し村々と巨細調ぶる檢見より大檢
見と云ハ代官一手より相廻り村數多くて悉く見分ぬがためなり
小檢見と出し立毛の善惡を委細に見分け其村柄等の容子と諸事細く
相糾し洩落なく益拔るる百姓痛ざるより正路は取直と附る為あり
困窮の村方鰥寡孤獨の類と救ふハ小檢見の昔の取扱と地方の古法と

檢見立

西南風
東北風

と之より依て一手より一人充ハ必だ地方巧者ありとの差出し克と念を
入り檢見の旬の村より申出次第近旬の後をば今より村數を添下
幾手も差出し小檢見済後大檢見中旬の日數延引し近旬後旬の檢
見立と云ハ田毎の真中より式間四方をどと折のとしれと立置代官の
見分と請るより勿論大檢見よりも坪折を為し小檢見と突合せ評議
の上より取直と定む小檢見の節荒地起返しの儀も糾とべし右ハ破免
の村方も同然あり風水早損虫付等と訴へ出さるる手代と差出し見分
と為しむべし且早損稲の見分よりハ取実のみのゆへ心得るるべし
又水損稲の見掛より取実少く米も成てハ一向用立ど又風損稲の儀も
同然と見へても風より痛みの輕重なり西南の風の日と経るほど
次第も枯多く成り東北の風と當坐ハ残らば枯る様も五六日

西南風
東北風
卷之三

過さば大方の直るものなり夫も海軍の方角より一際より云難し
 是等の考へ様又見様も然るが実巧者の入るなり又定免村方より
 破免と願出さるるとは尚亦篤く見分とあり三分以上の損毛は當らば
 なる當東より村方の随分利害を申成文に教諭し破免願をせざる
 べし検見の上損毛は當らば三分より届くは是の切角入用とけ検見と請
 くり定免は納るるなり成ては殊の外村方痛むるものなり検見取の村も
 検見以前一巡立毛と見分なし手代と差出し前年の出来方を考へ合せ
 追て検見の節の勘辨はいつくべし小検見のとい先年一日停止の成し
 が享保四年より又小検見と出さるるなり成り是小検見とせざる
 ち吟味行届はるるに依るなり

一田の畑作を仕付るは勝手作は付稻の上毛立は合附とある定法あり

木綿藍麻紅花瓜茄子其外雜草畑を野菜の遺品と作る畑の上毛立
 合附といふは又畑物よりも大豆小豆粟黍稗蕎麥等と作る田を
 早損場とて用水足らば稻作成さるるゆへは是非なく畑作を仕付るこ
 とは勝手作より少く損増は付其心海を以て合附といふ
 或は一旦稻作を仕付早魃を枯切とするゆへ耕返し蕎麥稗等と時
 付る様ゆへは是等のこの稲種捨し其上仕付の時節は後を作徳るに
 のし付取箇と付るは皆元は相立べし併し一筋の早魃にて村中残らば
 蕎麥等と勝手付可ありの出来あり見計は真加とて少し許りの取箇
 を申付るすゆへは且又検見済むる内の鎌止を致し壹畝壹畝の取取と
 ら成るこれ定法あれ共往米端の分と馬車と喰荒され或は夫食され
 者少く充端のゆへは度由願出さば畔際三尺通りの端の申付る然

往烟二檢見

まども願ひ多く取ると成りし若し心得違ふと壹間通其餘も端
 菊とまると又の壹坪残らば菊上るとまどもわくわく稲作の善悪を拘らば
 菊田の分の上毛並に合附せりては定法あり
 一 烟方も往古の檢見は別て表檢見の仕法も立てありし処烟作の二
 毛も三毛も作の檢見の的當あく作徳もわくわくは村烟方引の相立
 お自今以後永定免の積り尤も五箇内中國肋木綿作の田畑より檢見取
 致もへき由享保十八丑年五月申渡されしより其以後檢見相止み皆
 畑村より破免願ひ取上ふし去るがごとく皆畑皆損の格別のとて
 て引方と立ててもわくわく皆畑もあつても夏秋兩作とも皆元は紛きわけ
 せり代官へ願ひく引方と立ててもわくわく又の引方の消せりて畑年貢永
 年賦とあるてもわくわく然れども先の容易と消せりてあり

一 徳川時代の取箇の享保年中より有毛檢見は成りぬ五合摺五公五民よ
 て半く取極る由五合摺あつて春法糶の干減あく其終て計り六
 合摺あれば武割の干減と立てる定法あり古来の六合摺より武割の干減
 と引四公六民よと壹石の米四斗と公納し六斗ハ百姓の作徳に成り檢
 見も引引くも田方上中下の位限り根取米及當りと定め檢見は糶
 不足あつて夫丈け歩を引き壹反の當りの定め通りの反取と残し
 反別は掛くる處有毛取と成て上中下の差別あく毛上の有合と見分
 し内見敷数と書出と之は檢見の上の新出しと掛け五合摺より干減ふ
 く五公五民よと取箇付の積りより料所はまへて極りより尤も甲州許り
 ら村よりより五合摺五合五勺六合又も四合五勺摺あつて其村より増減
 の替りより依て免取帳と云帳面より村の増減と書記し場外替取替の

節の引渡成り石免取帳と以て取箇と仕出さるる申州村の初性
不同りて百姓難儀及ぶ由と先年申府代官吉田久左衛門勤役中
免取は取極めたる由あり

一 検見高引の古来畝引検見の節の損毛丈の高と検見引と唱へて高とて
引これども有毛検見とて反取厘取とも根取の定めあり付検見成
の分の取米とて引き高とての引と皆无高計りと引く此皆无高ハ田高
の半分余引とハ田高五分以上の損毛とて三役免除の定法とて総村高
まかふる二役残らば免許と成る取米五分以上の損毛ありば諸借返納
ハ壹箇年延ある定法あり依て皆无及別引戻し毛附りたるとある也
えり甚辨りるべきとあり

但し二役と云ハ私領とハありてと傳馬宿入用六尺給米蔵前入用

三
二二評

此三品と料所とそハ三役と唱え高ハ掛るてあり

一 検見出立以前去年の割付控と以て永引起返し又ハ當夏秋の損地あり
ど吟味の上引け立たば品ハ當年の割付下し残らば仕出し上中下及
別引物差引検見當引と組入る許りとて残り高とて一村限り仕出
し郡締國締高及別相違あり下組帳と仕立廻村先へ持來をべし扱
廿箇年十箇年五箇年取米平均及取當り合并前年の當り合上下と
も仕出し一村限り帳面仕立其外見合せ成べき書物諸帳面の渡落
あり取り取揃へ持來をべし

一出立五六日以前は定式の廻状と差出をべし又入馬の先觸り出立の前
日差出を廻状の認方代官の心こゝ異同ありべきあれども大旨左
の如し

検見出立
廻状
認方

三十三

一 當田方立毛の儀村中大小の百姓與頭年寄名主立會処々々々目録致
 し坪川依怙具負有体下見仕立札帳面田毎の位及別合附番附
 寺同違あ相認銘之印形致々々内見帳面前夜の泊へ差出し田毎の
 立札立違等無之様念入其村々廻村の節村役人々々村境へ罷出案内
 致々々々々々入馬先觸ハ前夜の泊々々々々々廻村順相認め差出さへくハ
 間其意得へくハ

一 村境并は赤朱印地除地他領分郷入會の田地境銘々細見竹々立地处
 明白は相分りハ様致々々々且又場廣成耕地帳面引合は初々々々
 是亦印し立置見分の節相分りハ様致々々々

一 檢見繪圖仕立内見帳々相添差出さへくハ尤ハ村繪圖と以て墨引ハ
 相字し田畑相分りハ様田方ハ帳面ハ引合せ字書記し尤ハ半紙二三

枚續々々相納りハ様小々仕立差出さへくハ

一 檢見の節光用の人足等決して差出さへくハ名主年寄組頭百姓代罷
 出案内致さへくハ田主の自分の田坪約の節立奮申さへくハ

一 坪約稻舂法道具繩筵等持せ村境へ差出さへくハ

一 耕地移りの場処并は檢見通り筋堀溝等有之通路差支ハハ場処ハ投
 渡橋等致し差支へ無之様致し置へくハ尤ハ大通り道橋危き場処ハ
 取繕ハ置可申其外道橋修復掃除等堅く仕る間敷ハ

一 旅宿の儀行掛り相極へくハ間其意々々決して用意等致さへくハ

一 泊昼賄等の儀定の木錢米代相渡しハ間其处在合の野菜類一汁一
 菜一々相賄ハ馳走ハ間敷儀堅く仕間敷ハ勿論下々迄酒肴等一切差
 出し申間敷ハ

改正地方尺録 卷之三十一

一音物の儀如何様輕き品所の産物よりとも堅く无用よりべく小方一
心得違音物等致しより馳走の間敷儀等於有之ハ此度答可申付ハ
一内見致方ハ村役人地主立會見落木増等無之様念入有体又致まべく
且案内致方等不束の後無之様止路改請可申付檢見付少したる
とも巧間敷儀於有之ハ此度相糺し嚴科可申付ハ各其旨相心得村
中末の者迄申渡し粗相無之様致まべく小
右の趣逸々其意を得小百姓に至迄為と申付諸事間違無之様致まべく
くハ此廻状披見の上村下ハ印形致し順達留村より相返まぶき者也

月 日

代官名印

何國何郡

何村

何村

右村々

名主

年寄

與頭

右の通り廻状差出し置尚又其村へ來着の上村役人より相揃へ随分正
路案内致まぶき旨申渡し尤も檢見付諸事申渡し請書等の帳面
又仕立置文言ハ大法右廻状の趣増減の申渡し次第此度相守
るべく檢見致方毛頭非分なく召仕下こに至る迄先心の間敷の儀
及むハ非分の儀曾てなく村入用等決して相掛らば百姓難儀の助
檢見勘定通り年貢滞りなく上納皆消致まぶき旨相定めハ段々認め置

勘定奉行の御用

泊々一々一村限り名主年寄與頭百姓代名前書を讀圖せ坪前帳へ
一同の印形を取べし尤も古来の案内の村役人の検見前神文致させ
する由あれども四五十年以来の明和の頃より誓詞の沙汰止みより
一村の耕地境は兼竹紙を付て耕地際印を立置りやう兼て申付置
其耕地に至らば字と図帳面を引合せ其耕地と凡そ反別を問届け境を
図き細見竹を見當りし凡そ堅横何程なるべきと町歩を胸中勘定
し是れ東西何百間南北何百間と名主の申出と大数と引合せ耕地限り
帳面を覺えつゝ置べし其後耕地移りの順を問て今見し処を何方よ
う何方へと終り次の耕地へ移るべしと心掛て足と入べし左もあく
しと移るといふ大ある耕地又ハ初めの場処あると何方角と失ひ心迷ひ
よとるものより一耕地限り山々土手林或ハ立木川溝の類は何を目印と

心掛べし横着ある村方の態と迷ひる様案内の心とるなり必
油断をへし諸見分しる町歩を大積りしと帳面の町歩を引合せ
若し不足なるも場処りやうか尚吟味をへし
一内見合毛と出来方の立毛と見合何程増減のやと見積り壹升も有
べしと見込する立毛も五合の立札あるか五合の見違ひあり一休下
見を立毛一盃も附出さば二三割も引付て置りねとる余り多分の
引と見請とるが吟味とるべし又不馴の村役人あどの立毛の見立不
調法りく田どの毛附格別の不同も有りものより新出しハ村中一
ら取立の害に成り之より争論等発するものば内見も多くの不同も
らば検見を引上げ内見を仕直させ他村を検見し内見改り帳面仕立

勘定奉行の御用

権見後朝
相見美

一 権見ハ早朝露の乾きし頃出立し夕方申時過ぎ引上る古法あり是
稻は湿りと持たぬハ坪前正道ありゆるゆる然る処當時ハ村敷を
多く権見する為朝も未明より出立し仕廻る日の没迄致し族多し
若し余儀る朝夕露氣ありし頃権見せぬ扱のころ一等級別念を入
無理ある村目等ありし頃一致せぬ一総て坪前ハ朝出掛ハ厳しく昼
頃よりハ氣の草臥しを必だ緩ゆる成り夕方ハ又厳しく成りありし
是頃至り夫ハ心付然と緩く成りあり因て初中後とも異なる記ありし

覚悟の心付べし又毛稻ハ湿りたりとも尚更野毛折の毛増て
止しくるた付成る丈毛のるは稻と新なるころハ心付べし且権見の強
弱よりわけて村方の豊窮より拘るころハ租税の元成る坪よりわけて
強くも弱くもわけて正道よりハ大事の上より大事とせしむる理あり
権見の心付べし然るに不仁狼戾ある役人を民の辛苦とも難えん
出来方より少しハ余計は取立手柄出精と思われ自分の功よりハ
賞とも受べきと心掛る族も實は最效の臣あるべし夫農業は於るや年
中民の辛苦の計を定むる辛方苦く作り出せる米穀あれば一飯と
食とも疎ると思ふべしハ唐の李紳が農と憫む詩に鋤耒日當汗滴
禾下土誰知盤中餐粒々皆辛苦と有り実ある我一粒の米より民の艰难
掛りしれは毫も粗畧と思ふ回敷とるる下の難儀とも厭はぬ自ら

政正地方の御金 卷之三十一

功と立度思ひ村役人不調法より高合毛と低毛と見損と付する坪或
と新田肥場等一枚の内出来方宜した場処と総坪の見あらしもあく梓
と入るふど以前の外の僻とあり然るといへども村役人百姓も又不
直横着る者多く殊に年々検見馴る村方へ合毛の附方内内の仕方
等又と坪荷着法の節稻穀之盗い手段等致を多し決して油断へ成難
し故に此方よりと正直と専とし曾て無理ある坪荷等いつた而して
百姓の欺をざる様油断する心掛をたして肝要あり

一 総て田毎立札の反別の処より立札と地面の廣狭と引比べて一村
田地の延縮と知るべし取箇と仕出とた勘辨の入るより地廣地
狭とを百姓の作徳大と違ふとるべし取箇附の節其勘弁肝要あり
惣毛と見平均と是亦取箇附の肝要あり一耕地の内より上毛中毛下
毛のり又此三段の内より多少なり坪荷計りは拘ると上毛多き年よ
り年貢は損なり下毛多し平の百姓の損多し依て一耕地限りは上中下
と一体に見準し何合やと當人しと熟考し内見帳耕地限り心覚え
としく書付置検見消の上総村の平均とるべし左もあく坪荷計りよ
拘りて上中下毛の不同りもえ損益なりて一歩の平均は成難
し又前条よ去りく作徳の外取成の有無と有て取難き村も有り又無
ても取まる処も有り是検見の秘事なり

畝引検見

根取

一 畝引検見之事

畝引検見と古法より田方上中下と村々根取米の極り有り及令の上
田を壹反又取米七斗五升中へ六斗五升下を五斗あど右に記を石盛
と裁箇取としく壹反歩より納る取米の定り有りて之を根取と去右上

文正七年九月廿一日 卷之三十一 畝引検見

田の根取米七斗五升は五合摺五公五民の法四と掛て叔は直し三石と成る壹反の坪数三百歩を割るば壹歩の叔壹升壹當り中田は八合六勺六才六下田は六合六勺六才六是根取の當り合るり右の叔丈たれど檢見不足る処損毛を壹歩の叔平均八合らり上田の根取は貳合不足し中下とも夫と檢見歩酌り何れも不足るれど總勘定を取米何拾何石の不足成り付右不足叔丈けと反別直し親反別の内より檢見引と記して之を引残り反別根取米の反當りと掛て取米と仕出さ之を卦引檢見又ハ反取檢見と唱へ右檢見の仕方ハ位限り一筆限り内見とゆへ根取叔は合毛不足の分を卦歩直し何卦何歩内何卦何歩引卦と内見帳より立札より記を尤も中古以来ハ内見帳より色取檢見同様合符と記し取箇と仕出し勘定計りと卦引の法とゆへ

又古法の通り一筆限り卦引仕立るは甚だ入組之面倒く却て美遠ひるもゆへ久卦引檢見より内見帳合符よりある様成より右の通り位限り取箇も附る付坪酌り仮令ハ上田より三坪中田下田下と田と何れも三坪ハ四坪充て夫と平均して位限り取米を付け根取よりと足叔と卦歩直し反別を引き残り反別根取米と掛け取箇と仕出をゆり元來檢地の節土地の位及び稲の出来方を見定め石盛を附け根取米ハ地位相應に附置るてゆへ卦引より夫より取箇と定る古法する処往古檢地の節と方今又方今と後世とこそ地の変るるゆへ土地の位も違ふ付其田母は其年出来たる米の米を取る方尤も異なるべしとて中古より有毛檢見と云と始り上中下の差別なく根取を廢し其田は實のりたる丈けの年貢と

取る仕方始り享保以来料所の分に残らば有毛取も成て引検見ハカ
し今ハ私領方よりハ上方中國関東も引検見ハカ又ハ料所並ハ
る色取も所リ是其家との法より引検見ハカ見らる

但右引の仕方検見不足米と反別直して引く法ハ仮令ハ茲上
田壹町五反歩所リ根取壹反米七斗五升より此取米拾壹石貳斗五
升當り合壹歩又叔壹升あり検見坪約のく壹歩平均叔八合所リ
依て貳合不足成る此不足米貳石貳斗五升分と反別直して引く
とるく引壹町五反歩の内三反歩検見引残り壹町貳反歩毛附又七
斗五升取り取り取米九石あり此術を當り合壹升の内當年の有叔八合
と引残り貳合と成る此貳合と當り合壹升より除し貳と成る是と法
より壹町五反歩より乗れば引貳三反歩と成る此三反歩より根取米

七斗五升と乗じ減米貳石貳斗五升と成る又或る法より壹町五反歩
又田法三と乗じ四千五百坪と成る是ハ合不足叔貳合と乗れば九
石と成る是ハ當り合壹升と乗じ九百坪と成る之と三と除し三反
歩と成る何より同然る右引ハ上方筋ハ反取りり重取りり
高百石より免幾箇何分何厘何毛と根取免の極り有と付故歩より引
と高より引逆より仕方同然より反別は石盛と乗じ高直ま
ゆぐのより

改正補訂地方凡例録卷之三上

改正補訂地方凡例録卷之三上畢

改正補訂地方凡例録卷之三下



高崎 大石久敬 著述

一有毛檢見之事

附色取檢見之事

有毛檢見ハ當時料所一紗取用檢見ハ中古より行る法の由前卷
又述如し古采ハ畝引檢見ハ往古檢地の節極り上中下位限の
反取を用ひ合不足丈け反別りそ引き残り反別り根取米を兼取箇
と極りまづも數百年以前檢地の土定り上中下を當令に至てを爰
地し上田中田より成り又中の土地より下より地位違て古采の位通
りり收納のるれ外を何時より上田より上田の高を持ち高掛り物入足

改正地方凡例録 卷之三下有毛檢見

等も多分出し根取の高く年貢米の余計は計り付上田と持する者ハ
 高田を却て難儀に至るも間作り依て何れ下田より下田より
 收納する所の米は違ひるため其年其田は出来たる丈の敷敷を
 改めて夫丈の年貢を計る方不同り多る道理ありて享保年中勘定
 奉行神尾若狭守之と申立料所の分に残らば有毛検見は成り右の仕
 方の田方根取米と潰し上中下の差別あり一筆限は其田毎の有毛歩
 は何合毛と見立内見帳に記し上中下夫々寄附敷敷を記し幾寄り
 を位は物より毛揃ふし仮令ハ反歩壹斗毛此敷廿四石壹町或反
 歩九合毛此敷三十石四斗壹町或反歩八合五勺毛此敷二十八石或斗
 五升或斗段々有合毛に随ひ合毛限り反別と寄附敷敷にありて
 毛揃と云々皆元の方を何反何町歩當何年早損り水損り皆元引り田

反別の内より之を引き残り毛附反別此内見敷何百何拾石と記し内見
 帳差出ると付田毎に立札とあり検見坪所の上平均何合何勺刈出する
 分と毛附反別は掛け前出敷を仕出し内見敷は差加え五合摺五合五民
 の法四りて割りて取米と仕出さ之と有毛検見と唱ふるなり
 一往古色取検見と云法あり其仕方を當時の有毛取に似て少く違ひり
 を至て古き法より今用ひざるてもえ仕方を知る人あり其後引
 検見は成り又六十年程以前享保年中より古の色取は准ひる今の有毛
 取始りて大體ハ色取同様と多るもえ有毛取と云へて色取検見と唱ふ
 今の人を古の色取と知らば有毛取と色取と覚へ當時ハ一紗色取と云
 て有毛取と云と知ざる人多るれハ色取と唱へても害ふるべし
 一請免居検見之事

請免と云テ料所ハ決して多く小給者にて検見し出を役又等も多
 と名主と呼出し當年の出来方と聞き猶亦外にも隣村の豊凶
 風凶等と同様に去年の出来方より宜しき沙汰あれば去年より何程の
 増と受免れ音名主へ申聞せ又出来方劣ると願筋等あれば承り届け
 押合て取箇と極め或ハ五箇年の取米と平均し其年の豊凶は随ひ右平
 均取米と増減し極まりり之と請免と唱へ又ハ居検見とも云併
 し検見と云筋して多く本法の通りとあり私領としてハ大家あど
 ろも是と多く小身者あど速國知行所等總の高くと役又と遣と失費中
 りるゆえ少く取箇劣るとも右の趣と相極る方却て勝手の助りり
 村方よりも地頭役人へ引請るより勝手は付旁に請免と名付て仕来り
 たる儀と見ゆ又私領定免の村由作の節破免とあき後手當引用捨引ふ

名付て郷帳割付を定免通りは居置内証として取箇と引き遣とも請
 免同様の儀たり併し之ハ立毛見分の上引方と立ると付請免とハ誤違
 ふ破免検見入るあれば郷帳割付の書面は取米減せぬと成難く又郷
 帳割付取米減とくハ若し村替知行替等ゆつて五箇年平均取米と減少
 し物成詰の節差支ゆるゆへ手當引より置とゆは是亦料所ハ置
 てありとるなり
 但し請免又ハ手當引等とて取箇減とて小割付郷帳ハ定免通りは居
 置ゆへ村替等の節ハ五箇年平均の取米減せぬ物成詰の勝手より善
 く其上破免とあれば取米も減し又國所より取箇とて差出と程大
 豆等も減る処手當引あれば取米計り減とて外の品ハ減せぬ地頭の
 勝手は成とるなり勿論立毛相應の引方と申付ると付非道の筋ハ相

當らば百姓方より検見と違ひ内見等の手間も掛らば新田も後を
ど村方失費も少きゆへ村方より勝手宜しき筋あり

一段免之事

是ハ仮令ハ田地上中下三段の位なる処ニ於て下の位の内ニ至テ惡地
なりて年々外の下ニ地処より作毛劣り下の年貢より引合ざる事
相違なく下の年貢より一段も二段も免と下げて取箇と附る美あり
往古檢地の節ハ下とも附べき処と如何の訣とて下一段より一置
たるや令更下この位と附ると成りて右の場処計り所持の百
姓ハ難儀及ぶゆへ一箇も二箇も其地位は免と下げて違ひ之
と段免と云て稀に有る事勿論檢見ハ段免場とて別段ハ致さば
總平均の色取檢見ハ付總取米と括たる上免より一箇よりハ八分より

も下げ違ひ之と段免と云む其年の出来方より由て段免場を前
より場処及別とも極りの有る事あり

但し段免の仕方ハ本免一箇劣りの段免あるハ段免場の高劣り
丈けの免一箇と兼じて取米と仕出し其米と總取米を加へ夫と總高
は割りと免と極る是本免一成あり其内一箇と引ハ段免一成る仮令
が下田高式百石免三箇より此取米六拾石の処石式百石の内高百七
拾石ハ本免三拾石を一箇劣の段免場より先づ三拾石より劣りの一
箇と兼し米三石と成る之と總取米へ加へ六拾三石と成る之と總高
式百石より除けば免二箇壹分五厘と出る是則ち本免あり百七拾石
へ兼し取米五拾三石五斗五升と成る此免の内壹箇引て式箇一分五
厘即ち段免あり是と段免場の高三拾石へ兼むれば取米六石四斗五

正正地凡例録 卷之三十一

升と成り双方合せ六拾石の取米あり尤も中下平均免の段免あり
らバ下田高は拘りて総高とて石の通りの仕方よりなる

一 遠見検見投検見准合之事

遠見検見と云ハ破免ハ成難きて残り検見取の村とて一体の出米
方格別不同ゆゑ多れ処に入込する耕地もどりて残り見尽さるハ日
数も掛り又ハ暮ら及び見残しする分ハ耕地の入口と見て取締りとし
或ハ一村遠方より離れ大検見小検見等と請てハ人夫あとの入用も掛り
村方難儀ゆゑに付内見帳の差出し検見ハ遠見願ひ取箇ハ去年
通りとて又ハ何程相増とて吟味の上取締り之と遠見検見と云然と共
出米方宜しとて取箇も前年より減る村ハ遠見ハ成り
一 投検見と云ハ内見帳の差出しとて泊り休等ハ名主百姓罷出去年

何程相増と納むべきと願出ると吟味して取締りて去前条の請免
同様のものなるれども請免ハ知行所へ役入り遣りて當地區敷に居て
相極め投検見ハ其村の近辺へ参りて上願書に随て吟味して取締り
と云併し方一心掛りのとらると然ハ仮令前年より取箇増と願ふと
も同届々本検見よりなる

一 准合と云ハ村内離れ耕地或ハ新田場等とて別は歩新と云ふはた処
本田歩筋の合毛とて請度首と願ふ又ハ村に入組する田場一箇村と
坪別し他村も其通りの合毛とて請度由と願ひ別段は歩新と云ふは隣
村の合毛通りと歩筋帳に記を准合と云あり

一々五検見之事

上州の内高崎城附の村に検見の法の前より引附りて田別検見と唱え一

改正地方凡例録 卷之三十一 下 一々五

五五の法四六の延と六て余國より多く七合三勺摺五公五民の仕法の
至て強き取箇あり内見ハ色取検査同様立毛と見立て一筆限合毛
のう附紙札認め田毎之と辛く申下と分け根取を用ひ勘定の
上増減と立毛あり検査の仕方ハ田一枚限り見分し仮令ハ五合毛の
立札あると検査役人立毛八合ともいば則ち地主ハ八合よりいふ
肯と申達し地主ハ八合より為難く六合は相願ひ検査役人の八合は致
まぐしと彼是押合七合より取締紙札と取上げ改七合と書記し内見帳
より引合せ壹坪限り地主と押合七合毛と取極るあり若し元体ハ低合毛
と願ひ利害も同分なる百姓ゆるく坪折とて有叔通りは取締り尤も
田別検査し付其坪限の様と外の田坪ハ用ひ右の通りの検査し
付悉く手向とて大郷ハ壹箇村は十日余も掛るとあり叔総叔数極り

る上りて取箇の附方の叔石数と一々五より除け延米加りりり納
米の俵数直に出る早美あり延米ハ本米壹石ハ四斗六升俵入ハ四斗式
升あり仮令ハ田壹町三反拾步壹坪叔壹升の積りりり四拾石より七合
三勺摺と兼り米廿九石式斗と成る五公五民の積りりり式は割り取米
拾四石六斗あり之ハ四斗式升俵と除け納米三拾四俵七分六厘式
毛と成る又法叔四拾石と早美一々五より除てり米三拾四俵七分八厘
壹毛壹八五と成る本筆と式厘余の違ひりり元米一々五の法ハ端の
不尽と捨てる法は付少々の差ひりり世上一終の通り五合摺五公五民
の法叔四拾石と四より除バ取米拾石と成る是ハ延米四石六斗と加え
米拾四石六斗即ち一々五の取米あり依て四六の延と六又根取米りり
當り合と仕出りり取米と一四六より除け本米出る其本米一四と兼

正正地方法列録 卷之三
正正地方法列録 卷之三
正正地方法列録 卷之三

一畝より一畝の坪数より割きハ當合壹歩一畝何程と出るあり夜令
が取米拾四石六斗反別壹町三反拾歩此當り合と見るより拾四石六斗
と一四六より除ぐ本米拾石と成る是ハ四と乘て畝四拾石あり此畝と
壹町三反拾歩の坪数坪より除ぐ壹歩の畝壹斗と出る則ち當合あり
世間並の取法よてハ壹斗の當合より壹町三反拾歩の取米ハ拾石ふ
ると一々五より拾四石六斗あるより四石六斗取高強きあり

一畝捐のてん実入の善悪より畝壹斗と捐立て米四合位より六七合位
やをりるものゆへ往古より平均五合捐の勘定と以て通法と然るも
高崎城附の村より七合三勺捐あり此発端ハ中古安藤對馬守領知の節
わてハ往古よりの遺法より年貢ハ畝納めよして壹儀五斗入と極り又
掛け計りこそ村の縁ハ畝粒の乘るより計り立其外ハ畝りちつて五

斗入と唱へるも実ハ六斗入の由あり此より折ハ城内蔵庭口は於
て之と捐立ハ農業繁る時分々人夫差出方ハ百姓難儀ハ村米納り
相願て捐立と試ししハ畝壹斗ハ付米七合三四勺に成り故ハ此時よ
り七合三勺捐の勘定よ米納致と云き昔を命せり百姓ハ得心の上
七合三勺捐ハ極りる由と云傳ハ勿論古代ハ一砂世柄ハ宜しく民力
募り肥し下直りて田畑の修理行届き稻作実入より七合余より捐
立ちとこれども後世ハ風俗奢侈に移り農業も自り怠惰し手入等ハ
自然粗畧ハ成り殊更今年ハ肥養悉く高價と古への十倍ハ成り田畑
の養ひも自と手薄く土地の位も劣り実入も少しく六合捐ハ成難し
然れども今更古法を改べたも非ざりて世々引付通と相用め右等の
事高崎領のとも限らぬ出羽嗣以ハ式斗の延米なり是ハ六合捐の

正正地方法列録 卷之三

米と納るるは是等の類余國にも尚らるべし
但し俵直し早美一々五の美法ハ取米の四と掛粗より其粗と一
々五より割るは四六の延米加より米四斗式升入の俵数直し
成る由りて前より右の法より高崎領の検見用元米一々五
と云法と拵へるる米四斗式升と七合三勺摺の法七二より除バ粗
五斗七升五合三勺四才と成る之と粗壹俵と五斗入を積り又五より
除バ粗壹俵壹分五厘。六八と成る然ととも右粗と一々五より除バ
粗の俵数はあると直し四斗式升入の米の俵数を用ゆる本式の美
法ハ八ふたより五斗の粗と七合三勺摺よりハ米三斗六升五合
ありぐちあり処粗五斗入壹俵と米四斗式升入壹俵直し用ゆると

カクシセバカ
旁、美法は當らば然ととも元米粗五斗入と云てハ込粗掛計り等
て壹俵ハ凡六斗程の入りたるゆえに粗壹俵と摺立まハ米四斗式升
余りあるあり又本米壹石は延米四斗六升は當ら粗五斗より割出し
する壹俵壹分五厘。六八と直し四斗式升入の米壹俵壹分五厘は相
用以徳用の勘定ハ付六八の不尽ハ捨て一々五の法と云早美始りし
と見ゆ勿論五斗入の粗より俵は成と四斗式升入の米の俵直し用
る儀ハ本美法よりあるは本米壹石は延米四斗六升と摺で
出する石数と四斗式升入の俵直しする本美と一々五の割出同数
は出て不尽数少々の差ひある迄のより付一々五と云法と立ると
見えり

一本縮検見之事
改正地方元録 卷之三下 本縮検見

附木綿 本朝へ渡りし濫觴の事

木綿始めて 本朝へ渡来せしを第五十一代

桓武天皇の御宇延暦年中岷嶠人三河國木綿種と持渡りて植しむる

と云ふ類聚國史に見えり然るに此種中古久く絶て我 國木綿不

らうし處豊臣時代文禄年中漢主より木綿種九州へ舶来し其後國中一

圓より之と作り糸なるに往古崑崙國より渡りし木綿へ今の綿と異

種よりしく奥編織苗と織る南蛮諸國よりなる大木と成て幾年も経ると云

ふと徳川氏より國々へ命じ蔭付るといつぐも交趾國を至て暖國のへ

我 國の氣候より合ふ諸國より生じりし由適々紀州熊野浦勢州南濱

駿州九州の内より少く生じり冬に至ると寒氣を負け残らば枯り

往古崑崙國より渡りし此種より有るを今令の草綿とてハふるべし

一本綿検見ハ五畿内中國より限り余國よりハ未だなく一休畑作の儀ハ古

へハ検見せりし処享保十八丑年畑作検見停止せ成り永免の命せり

五畿内中國木綿計ハ畑検見と命ぜり勿論田ハ畑物と仕付る

ハ勝手作ゆハ稻の上毛立に付る定法あるに木綿計ハ田ハ作りて

も畑綿同然に検見を受る尤も國々も畑も田も綿作ハ作りし雖

も五畿内中國の外ハ綿検見あり余國の綿作ハ外畑作同様あり

一七月頃より綿の吹く嵐中の検見成難く九月末十月頃より吹き仕廻

る跡ハ検見せりし綿の見様ハ秋の土用前後より青菜なる綿を

宜しく木立枯て少し青きハ中の上より又木太き善く枯壳枝多きハ

極上りり小くとも枯るる壳多く付るハ宜し青菜賑しく見ゆる処

若返り青桃計りて一向実あり皆无同然るより又売ハ沢山に付宜く
見えても腐り多敷処なり腐りたる売を三方へ開ける処裏の方へ反
り或ハ欠落り総休小く見ゆらあり綿の実の宜き売を三方より先づ
と堅く見ゆるなり綿の實青き内ハその形ち桃に似たり依て綿の実と
桃と云ひ熟して後三裂て綿を吹くあり兩年の綿腐りて不出果あり
又早魘りても桃あり依て田畑より折く水と掛け旱年はハ六七
日程に用水を引入を替へ置て水と切落を又兩年ハ用水と掛る
に及ぶ又田に綿を作る稲作と綿作と隔年仕付るにあり年々綿
計り作りてハ宜しうなり又綿作ハ稲作の一倍肥しと水と湛へ
地を浮きも入る翌年の稲作ハ至て宜く出来りものなり
一往古綿検見の仕法ハ斤目計りて勘定と為し取箇と極る処中古よ

り木綿と扱の合毛は積り扱の勘定を以て取箇付とあり九月の末頃
成り綿を吹仕廻て売木に附て居る処へ坪竿と入る尤も畑の時と
は杵と隅違ひの時と常様に入らるなり大槩三疋余入る木綿五六
拾本なり一木に桃四箇五箇より十四五廿り年の豊凶は依て殊
の外多少なり壹坪に桃三百りなれば豊作あり竿ハ田の検見同様
新検の村も差あり竿と入綿の木と挽き吹売青桃より残り取
三段に撰分け桃と笑へるあり吹売と手は握り潰る腐り青桃の
腐りの勘定は入る光難の桃と何十と勘定し歩新帳にハ桃炭箇腐
炭箇青炭箇木炭十本と記と坪前見立のてハ右の趣を以て見立ると雖
ども綿検見と度々仕則を巧者あてハ稻と違ハ善悪を見分難く大
新込をのり能く心付べし只口傳へ書物上計りてハ決りてハ難

く度々検見と為して目馴らねば知難し借吹の儀桃壹箇実とも上
ち六分五六厘より七分位中を上ハ六分位中ハ五分下ハ四分位吹あり
尤も年の豊凶よりやとて大吹目の違ひあり綿実を去り繰綿よりねば
凡桃一箇の正果三六分積まば大ある違ひありし検見積積りの勘定の
豊凶は拘りなく大和國ハ桃一箇五分吹山城摂津和泉河内并中
國筋の綿場ハ四分吹共目方あり勘定致して當り合は仕出を尤
も極上出来の綿ハ桃一箇の実のえり綿と左右へ引延せば長六寸程
引延る之と六寸吹と云むも箇様ある綿ハ稀あり夫より五寸吹四寸吹
二寸吹と段々出来方の善悪よりやとて延も違ひ善く出来たるハ実の
数少く小くして綿ハ多し出来悪きハ実大く数多きゆえ引延せば綿ち
ぎれくは成りて延るものなり

一田ハ木綿を作る時を浅く立二時ハ或筋充時あり温熱するは虫
と生むるゆへは五六日目は一度充水と掛て温熱と冷まべし又田畑と
も木綿ハ大畧三坪より十坪より一坪三畝余充木敷ハ大体壹坪ハ六拾
本程一畝或通り充て凡拾七八本充一本ハ付桃数平均二箇半とし
て壹坪は付て百五十より百六七十迄中の出来とし極上この出来
に至てハ木壹本ハ付桃十五六より壹坪は付てハ五六百より八九百
ゆでありといへども箇様ある出来ハ稀あるなり此他下生の土玉
とて雨水と土と敲き掛て用立は又末生木の上のハ青玉は成るゆへ
綿も吹う故之ハ右等を除き上概計りの勘定あり
一木綿検見の前取箇の附方ハ大坂代官ハ年番相立平野目と云て或百廿
外と壹斤とて其年の相場を立壹斤の代銀何処何分米相場何程と相

極め年番の代官より觸出し綿直段と米直段と割合壹斤の綿米何程と
積り夫は四と兼ぐて粗は直し綿の吹目大和の五分其外ハ四分とて
桃壹箇叔何勺と當り合と仕出し土玉青腐りと去り正桃教と勘定し
る上壹坪は叔何合何勺と積るあり勿論田畑も定免の村ハ根取免五
と定りたりと検見取ハ五箇年十箇年平均并前年の取米と以て當合
と仕出し置綿の豊凶は随ひ當合より多少なるより付坪別の上桃の美
へ掛方より勘辨りり夜令バ土玉青腐り多くと出来方より格別取箇下
るべきと見へるが右三品の内より少し宜きと正桃の内へ美へ入る
又青桃の腐り少く正桃多過ぎ過ぎ過る取箇上より引合ざる趣あるは正桃
の内の不出米の分と腐り内へ入る坪別の勘定宜しきやうに取計
と秘事あり然といへども年と出来方の豊凶は由て吹方の多少もなる

とそれバ當合より合ざるより無き物を取べきより有る物と除
く筋ハ尚以てふれたる物より少々の勘辨と以て取捨し上下の損益
取箇の附方正道より行届くやう取計ふれたる肝要あり
一右の積りて以て坪別合毛と仕出し其年の豊凶は随ひ取箇増減り取

箇附方大意左の如し
根取毛附免五箇四分六厘壹毛
此當り合壹分壹合六勺五才
一上々田壹反歩

木綿作
但木壹本平均
但桃四箇式分

此方米壹石六斗
但石壹
但十六
此本数貳万七百本
但壹坪六十
但九本立
此綿目拾貳貫四百貳拾反
但桃壹箇正米三分綿実除き
但壹坪綿目四拾壹反四分
此斤目五拾六斤四分五厘四毛
但平野目壹斤
但貳百廿反

五ノ上ノ下ノ...

此銀五拾六匁四分五厘四毛

但壹匁代銀平均

内廿匁 肥代引

但拾匁五分充

是ハ綿作ハ縮ト違ハ多分の肥養入ルト
ニ付定法ヨリ肥代引クニナリ

残銀三拾六匁四分五厘四毛

此取米九斗壹升壹合三匁五才

但壹石銀

此取米八斗貳升貳合七匁

但四拾匁替

但壹坪付當リ合貳六合七匁五才

大法石の通りニ仕出し根取當合ト差引テ合五匁七才五不足大け
綿不作付根取引合ソズ故ニ此不足分引方ニ立テ残高ハ定厘ト
掛テ取箇ト仕出キル此引方ノ立様ハ前記ハ引檢見同然ナリ右
の通りノ木綿出束方ニ取箇の仕出しハ左ノ通り

一高壹石六斗

木綿作

此上々田反別壹反歩

但石盛十六
根取免五箇四分六厘壹毛

内

高八斗九升七合

當何年木綿出束劣リ檢見引

此反別五畝拾七歩

此減米四斗八升六合四匁

但七反根取米八斗

残高七斗九合三匁

毛附

此反別四畝拾三歩

此取米三斗八升七合四匁

但毛附免五箇四分六厘
青毛反取米八斗七升三合八匁

前書ノ通り取箇の仕出しト致セテ多ク然ラズ木綿ハ如何ヤト惡ク
木ノ心虫入リキル概六箇七箇又極ノ不出来ト云々貳箇三箇位

ハ生るものなり然る処前より前茶のてく桃教と少く仕出をての取
 箇の勘辨より盛出し合毛の釣合と前より勘辨して年の豊凶に依り
 概の教を増減をると又えり又正呆綿計り壹斤壹匁と六代銀も余り
 安し是亦石の意呆と関り勿論木綿ハ稻作と違ひ養ひも多分入り其上
 手間も掛り入夫も多く入るとゆえ上と田の稻作場の取箇に准ぶるの
 見當らるべし木綿壹匁は何斤吹まざるの勘定の壹坪に付凡木数六拾
 本桃教と吹し應じり幾箇と極め其内土玉青腐と引て正呆桃教の割合
 を前より極めたるの処大昔左の通りあるは是亦正桃の教格別よ
 減じたる割ととへり右の通りゆえ木綿作ハ先難し取まら稻作より
 格外に作徳多きものなり併し肥養も稻作と違ひ過分に入り随分首畧
 しくても壹匁は金壹兩以上を掛り其上若し風雨水旱虫の災は遣ハ元入

多きもの損失も又甚多し夫ゆへ古人の勘弁と見へり

木綿壹坪當り合附左の通り

一綿拾斤吹 但壹坪木数凡六十本 壹坪桃廿五

此當り合附壹坪に付壹匁壹匁

木綿拾斤吹ハ正桃廿五と積る定法とを當りの仕出方ハ壹匁と綿
 拾斤吹壹坪ハ桃廿五三百坪ハ七千五百桃壹箇の綿ハ正呆三分吹
 綿目貳匁貳百五拾目平野目拾斤貳合三匁あり壹斤代銀壹匁あり
 て拾匁貳分三厘其内三匁五厘の肥代を引残り六匁七分三厘米壹
 石代銀四拾匁替りて此米壹斗六升八合三匁五合摺りて概三斗
 三升六合六匁壹匁三百坪を割壹合壹匁余り當り村拾斤吹の
 當合と壹合壹匁と立て何斤吹とて此割合と以て仕出をての取

政正... 金... 考... 二...

一同廿斤吹 但本教右同漸 壹本二付壹箇半 壹坪桃五十

此叔貳合貳勺

但綿十斤二付叔壹合壹勺宛上る積り

一同三十斤吹 但右同漸 壹本二付貳箇貳分半 全七十五

此叔三合三勺

一同五十斤吹 但右同漸 壹本二付貳箇半 全百廿五

此叔五合五勺

一同六十斤吹 但右同漸 壹本二付貳箇八分 全百五十

此叔六合六勺

一同八十斤吹 但右同漸 壹本二付三箇三分三厘 全貳百

此叔八合八勺

一同百斤吹 但右同漸 壹本二付四箇壹分六厘 全貳百五十

此叔壹升壹合

右の勘定を見當とて叔積り取箇を仕出をり村方下見を反別一筆限りし稻の内見帳の様認め壹及何十斤吹と積り一筆限りし何斤吹と記し寄立何十何百斤と書出を夫と此方より右の當りを以て叔の石数を積り立て何十何百斤此内見叔何程と叔直し坪別の上所出叔を掛け取箇の勘定をいふ尤も取箇の附方の稲検見同様あり私領より其年の綿直段米相場の大坂年番代官へ同合せて検見勘定を致

蠟検見之事

是ハ奥州方今五國會津郡代國岩より漆の實を検見の蠟

政正... 蠟検見五公五民

蠟實蠟穗山蠟里蠟步蠟多品りる由りて検見の仕方其年の実衆
と見立木数等と積りて其地役人等と相尋ね尚追記をへし
苗等ゆあく仕法知まぐりて其地の役人等と相尋ね尚追記をへし

一五公五民之事

検見の法は五公五民と云々其年の出来米と地頭へ半分百姓作徳半
分と取と去穀と五合摺の積りて付有穀と四除ハ則ち取苗計は成る
飯令ハ穀拾石たり五合摺より米五石此半分或石五斗ハ地主作徳は
成る姓告ハ四公六民と四分ハ年貢納め六分作徳ハ成り元米租
税の儀ハ漢土の聖代々去及及李唐の代は至りて租税軽く本
朝より上古ハ稻の束数と以て納め續り廿分一より及及が貢税不
とせし保元平治の兵乱以後上吉の法の廢絶し國は守護庄園地頭を

逆十リ
地頭
百姓

置を其農分もてより諸國租税の法大に變し上田々六分と地頭へ納め
四分と百姓取る中田々四分と年貢六分と作徳下田々三分と地頭へ納
め八分と百姓の作徳と平均して地頭四分百姓六分と取る又地頭へ
取処の四分の内一分ハ朝廷の貢物として國用と足すと書見見
えり其後諸國分裂して朝廷の貢物も取と納めざるやうに成て國
々一様と云々何れも大槩ハ似たりあるべし四公六民と云々此時
代の詞と云ひ傳ふあるべし又豊臣時代天下一體に成ての法の地頭三
分一百姓三分二と云は是れ大抵四分六分より年貢少し弱し今の五
公五民の法の何頃より始りしや何の書物にも未だ見當らば若くハ
享保年中色取検見ハ成る以後始りたる儀と有るや又天和貞享
頃追々政事ゆ改まる由其比より五公五民の法をりたる其原始ハ詳

らあぐれといへども當時の天下トウカ一統イツトウ料所私領リョウショシテウとも五公五民ゴコウゴミンの敷箇シカの
定法テイホウに成らう併し上方筋高毛作カウヘキタカウモウサクの分の五分取ゴブりとも宜ヨクしなれども因
東トウの土地宜ヨクしなれども其上斤毛作カウサウサク多く麦田ムシノ多死タシゆへ五分取ゴブりとも百姓
ども甚ヘシく困窮コンキウ及ぶは付假令タトヘ五公五民ゴコウゴミンとも檢見ケンケンの節ノ四分取シブの心
得トクりて勤弁カシムゆるべきことなり

一定免之事

定免テイケンを孟子モウシに云る夏の代カの貢法コウホウあり夏の代カの洪水横流コウスイヨウリウして耕作コウサクを
免マクれ田タ地チ少シウし故コトは一夫イツフは五十畝シウジツと與ヨえり別ワカは公田コウテンゆへ其内シノより五
畝シの入イりて十分シブの一イツと税ゼしテ漢土カンチの五十畝シウジツの今我イマニ朝テウの一イツ反ハン三百
歩シヨの反別ハンベツは當タウと凡ヘンと六ロク反ハン歩程シヨある
べ夏の末世カキに至シり貢法コウホウを用ヨウひて數スウ歳サイの耕作コウサク豊凶ホウキウと平均ヘンギンし税法セウホウを定め
豊凶ホウキウは拘カウりて本朝ホンテウの定免テイケンの如トシく取トリしゆえ豊年ホウネンは民ミンもよけ

とてし四年ニシヨウは難儀ナンギ及ぶ然シカし元來ゲンライ田地チ少シウれゆへに配當ハイタウも少シウく取トリり
強キヤウし殷インの代ヨに至シては漸ゼンく田地チも廣ヒロく成ナリり人負ヒトカり多オホく成ナリしは依ヨシて始ハジて
井田セイテンの制法セイホウを定め夏の代カの貢法コウホウに察サツり大オホく租稅ソウゼイも緩ユルやうに成ナリり一夫イツフ
は七十畝シチジュ充チウつ八夫ハフと與ヨへ中七十畝チュウシチジュと公田コウテンとし八家ハカ各々カクカクカを合アヒせて耕コウ
作サクを其内シノ十四畝シジュハ八夫ハフの廬舍ロシヤを引ヒキき残りノコリ五十六畝シジュウロクハ実ミツの公田コウテンとし
此分ココの作物サクモノを公納コウノウを之コノと殷インの助法シュホウと云周代シュウダイに至シては弥ヒ田圃テンポ多オホく成ナリり
一夫イツフは百畝ヒャク充チウつ與ヨへ九百畝クハクと一井イツケイとし周シュウの國內コクノチを百分ヒャクブに分ワケけ王城オウシヤウは
近チカき郷遂コウズイ十六分ジュウロクブンハ中國チュウコクとし貢法コウホウを用ヨウひ一夫イツフは百畝ヒャクと與ヨへ其年シノトシの
豊凶ホウキウを檢見ケンケンしと百畝ヒャクの内ノチより十畝ジュウを税ゼイせしむ是コノハ土地チも宜ヨクく運送ウンソウり
近チカきゆへに年貢ネンコウも重オモくれども百畝ヒャクの内ノチより公田コウテンを別ワカれ定免テイケンを然シカども
夏の代カの租稅ソウゼイを定免テイケンしと出デしとるようハ輕カサし又王城オウシヤウ遠トウき都鄙トヒ八十四

正徳地檢例録 卷之三

分ハ助法を用ひ九百畝の内百畝と公田とし其内八夫の廬舎廿畝を引
き残り八十畝全ク公田より得たものハ公私田ともハ八家一齊ニ耕作し
豊凶とも甲乙あく分配するものハ天下ニ困窮飢寒の者ホレ之々周の徹
法と云乃ち助法あり徹の字義通也均也八家互ニ之と合して耕作する
もの通あり秋小至まてハ八百八十畝と甲乙あく分るもの均あり井田法
の大意ハ斯のてくあれども其道高遠より當時不用のてられハ悉く
述る及む方今 本朝の定免ハ夏の代の貢法ニ基づきて始りたる
てく見ゆるもの其大畧と記すあり

一定免の儀ハ享保年中代官評議の上三分以上の損毛ハ破免し三分以下
を百姓内損より破免し相成ぐて定免通り納る定法ニ極り川欠山
崩を掘等の損地あるものハ小前持高十分の一以下の荒地ハ定免年

季内々百姓内損より切替の節中を起返さるものハ切替の砌及別等を為
と改め引立る又十分一以上の荒地ハ年季内より訴へ出次第相
改て之と引く畑方を三毛り收納しつるものハ検見の的當り
あく其上田方よりハ作徳多きものハ何程の損毛より畑方引立
相成らば永定免ニ相極る尤も五畿内中國筋の木綿作計ハ検見の積
り享保十八丑年取極より其以前より定免のりこれより諸事相極
りたるの享保以来より右の通り畑方引立ざる定法これより若し皆
畑村夏秋皆損等より年貢ハ勿論夫食らば休あるハ引方の立ても何
り皆畑村よりあくとも夏秋諸作より皆損あるハ代官の取計ハ以て
引方より成り又畑年貢永年賦等より成る例も有りしものなり
一検見取村より於て新規ニ定免を願出するものハ克く味を遂べし大

改正地檢例録 卷之三

五箇年より先づ定免の取米を極むるの先づ五箇年拾箇年

百姓田地多分持るもの定免と好むゆへ村役人百姓代等願出る共
小百姓の方と為し定免と成難き村を勘弁りある定免申付
きバ田地少く持る百姓の甚く痛むもの其訳ハ村中平準一々三
分以上の損毛は當らざれば百姓内損と成り破免も成り田池少
き小百姓損毛多く一紗の損毛よりされ破免ある其者内損の
多く外百姓助力せぬ壹人の難儀と成て大に痛むるなり又田地と
百姓のさして難儀ある小百姓并に懸募孤獨の類を救ふの檢見
取ははるされ成り由あり
一不巧者の輩の檢見ハ其年の立毛を見て取箇と成丈け進め夫と忠義手
柄のやうに心得るハ大なる僻事より上下の損益は能く心を用ひ諸事

勘弁と付け委しく結ぶべし定免の取米を極むるの先づ五箇年拾箇
年廿箇年前年の取米を夫々平均し免合と見右の平均は成る丈免合の
方らざる様は取捨をばし去あつて廿箇年の内は格別の豊年等ありて
前後は高免なり近年ハ追々出来り劣り右の高免を打込る平均
は引合され廿箇年ハ免合格別下るもの致方よし併し五箇年拾箇年
前年は劣るやうにそと迎へ新規の定免の消ぐぐ勘弁あるべきこと
り年季の先づ試みるは三箇年季程に極む方然るを極むれば体より
と五箇年より究むし寂初より長年季の極むる切替の節五箇年
より七箇年より致さへし村方よりの長年季を願ふも七箇年より長
くハ致さへりハ尤も拾箇年季位ハ致さへり勿論無年季永定
免ハ一統成るもの由あり且又切替の節ハ先づ定免并に右の平均は

改正地方列録 卷之三 荒地起迄

少くも相増を様々吟味せし併し定免中何ぞ子細ありて先づ定免通
りてを村方難儀及ふ筋ありて先づ一兩年検見取り致し試み其上
て定免は極べし是とても模様より先づ定免より引下て定免は
をてり其時より其節の様子吟味し其次弟を地頭も始終
損失あり村方も痛ざるやう克く相考るて取極べし勿論新規切替も
請書と申付定免通り吃度上納致し三分以下の損毛を破免願ふ荒
地の儀を百姓持高十分の一に當らざる分へ年季内より引方と立べ
うとせし趣と小前連印村役人奥印の請書證文と出させべきなりと
地方の聖と称せしとる辻六郎左衛門小宮山李之進等常々語らし
てり

一荒地并は起返之事

荒地の儀ハ右示をて定免村並は小前持高十分の一以下の荒地
を年季内ハ引立ては百姓内損あり切替の前まで起返さるべき其節
相改めて引立べし又十分一以上の荒地ハ訴出次第相改め年季内
とて引立立る検見元村々十分の一内外は拘りて検見序は及別
と改め其年より引立成る荒地ある由訴へ出さば小前帳と差出させ
場所建札と致させ帳面より引合せて改むべし右の改方々水帳の
帳と突合せ一筆限小前帳字上下の位と附け持主の名前印形を致
させべし尤も一筆残らば荒地はありて仮令ハ壹反歩の内三畝四
畝分川欠り山崩等成り村方より畝歩を改め小前帳の肩書は元及
別壹反歩の内三畝歩山崩とて押掘とて相記し總寄は仕立上田何程
此分米何程此取米何程と田畑とも位限り夫々認めて差出させ小前

帳の通り其坪毎に木竹を札を書し立きを反別は竿を入まそ相改め
仮令の村方より三畝歩と書出ししも前歩を改めて武前歩を野帳
に改め武前歩と書記及川欠等の向境ある欠込の反別を改め分り
難れたる残地は竿を入まそ改る又荒地起返し残地とも反別を改る儀を
其村の余歩知まひて改め難き村古来検地と受くる砌より切
廣げ又と畔倒き等も検地の併少しも形ちの変わらざる田と試まそ武
三枚竿を入まそ相改め余歩の目様より荒地と改る節其通の余歩
と附て反別の勘定といふべし又村方の占検を新検と相糺し古検
の村あつた六尺三寸竿新検の六尺壹分竿と用ひまそ
一起返場処の改方右の通りよく寂初荒地と改め引は相立たる節の小
前帳と翌年とも翌々年とも起返しするとの小前帳は実合せ地

所と引合せて起まべし尤も起返しの際其年より本免は致し難く
作物の容子并起返しの手回等よく考へ地所よりよく五箇の本免
あつた三箇をも壹箇をも免と下べし又芝地起返し等も成る場処
も五分も七分も致し一兩年も立て地所の容子と再び改め其上
て本免は直まべし又荒地改めの節年季起返し等も願出まひ吟味の上
年季にも申付る其と泥沙入の厚薄を試むべし之を其地所を掘せ
て寸尺を當て沙石の取除場速進人夫手回等よく考へ合せ場処は應じ
て三年とも五年とも墾下と免をて
一右改方の本法あれども荒地起返しとも検地或は論処地改めあつた
違ひ當分の下り付右体巨細も地押同然に改めては検見序もこの改め
を相成ざる由へ此改方よ於ては悉く作畧あるとるり 諸此時は方より

現正地所付録 卷之三

小前帳立札等紛した儀あり様々申付場処と引合せて見分致し
小前帳及別と地所の廣狭を見積りて仮令バ三畝歩の荒地と小前帳
あり処も見分して武前歩とも見受てて村役人と押合改め何畝歩と
野帳の記を起返場右同様武前歩の起返しと書出し処りても三畝歩
もありべしと見受てては是亦押合畝歩を極るる然るも若し不埒
の仕方と致す村方もありて利害関入を難儀及ぶ様もあり仮令
手間取とも本法のどく竿を入る前記と通う致さるべきとあり
田畑取箇厘取及取之事

附免発給之事

関東方年貢の取方を田を米取畑を永取の定法にて即ち反取あり仮令
が上田壹反歩又付取米七斗中田六斗下田五斗下田四斗ある大聚

宅地(屋敷) 上田並

此當りて村所より反取の高下あり畑の上畑壹反永武百五十文中
武百三十文下武百文ある凡廿文下り位にて武百五十文の上畑の随
分土地も宜しき畑方あり野方より土地の悪れた村方より永八十
文百文位の所も有り屋敷の大方上畑並の物るれども村方より上
畑より一段高上畑武百五十文あるが屋敷の武百七十八十文位の所も
有り関東より私領方より前より畑米取の場処も稀ありあり奥州
方今五國白川郡代方野邊の関東立より畑永取伊達宇多石川田村共
國信夫岩瀨共岩郡邊の田畑米取より半石半永とと取米の半分安石
代より永納とし半分米納あるが大國又付郡より色々の違ひあり
関東より私領より前より仕来りより厘取の場処あり厘取と云の高
は幾箇何分何厘何毛と免と高へ掛て取箇へ付るを厘取と云上方筋の

現正地所付録 卷之三

田畑と米取りと厘取の定法あり
反の高壹石五斗免五箇より取米七斗五升中田の石盛十三取米六斗五升下田の石盛十一取米五斗五升中凡そ石盛貳箇下り位のものをあり併し村より石盛取米とも悉く高下は是又私領の上方より反取の村々稀は併し永と云の料所の勿論私領より上方より決してありたり又上方の厘取園東の反取と云の宛りハ往古貫高水高より石高成し時より始りしより石高と云の元來取高より百石取る年貢取高石と取り貳百石取と取貳百石と年貢高と真取納りて納るは付元造作ある外米納り成てより以後摺せ取るもへ年の豊凶取性はより摺の多少ありて取高の替らばといへども摺立てハ取米の首数違ひあるよりりつり反取厘取と云て始りしより石高の取初納めの

田畑とも総て米取りと厘取の定法あり反令ハ上田の石盛十五より壹反の高壹石五斗免五箇より取米七斗五升中田の石盛十三取米六斗五升下田の石盛十一取米五斗五升中凡そ石盛貳箇下り位のものをあり併し村より石盛取米とも悉く高下は是又私領の上方より反取の村々稀は併し永と云の料所の勿論私領より上方より決してありたり又上方の厘取園東の反取と云の宛りハ往古貫高水高より石高成し時より始りしより石高と云の元來取高より百石取る年貢取高石と取り貳百石取と取貳百石と年貢高と真取納りて納るは付元造作ある外米納り成てより以後摺せ取るもへ年の豊凶取性はより摺の多少ありて取高の替らばといへども摺立てハ取米の首数違ひあるよりりつり反取厘取と云て始りしより石高の取初納めの

時分ち厘付と云ておし然るは上方筋を元貫高より石高に移りし引付厘取とある園東より永高より石高成て反別を用ひ来るは付反高とある是を遺法あり今反取厘取と云るは由て園東の反別と主とし小百姓あどの自分所持の高と云るは反別計りと知りしるりのゆり又上方の高と第一と云るはえ反別と云るは百姓も知るごとく一厘付と免と云てハ元來壹反の石盛貳取べきりのちれども左様は取て々百姓の作徳少く立行がたれば付定りしる石盛の當りよりゆりして取と云意呆れと免と云反令ハ十五の石盛五箇の厘より七斗五升取べき処貳斗と免し五斗五升取のゆりは付免と云故は當り通り七斗五升取まハ免と云及ば厘取れども當時より右の差別あり厘と云免とも同様は唱へ来りて厘付と云へ幾箇何分何厘と厘をせよ致ま

改正地方見聞録 卷之三下 根取反取 三三三

むに法るれども大高の村方など厘限して取米の多少過分は違ひ郡
限國限の寄付よりハ多分の過不足あるゆえは何毛遣や付る毛より
未ら五と出まハ一毛よりハ飯令ハ壹毛五才と出るとハ貳毛内と
記し又壹毛四才と出るとハ捨壹毛余と記し之ハ四捨五入と云
て不尽ハ石附毛より未ハ高百石取米合の當り又成り五入と成して
高百石取米五合増し四捨よりハ四合捨りつらよしてハ幾のゆえ
毛限して余内と記してらる

一 根取反取之事

根取と云元直村高のてより石高の始めハ此名目ハし叔納
止み米納又成て叔高ハ石高ハ變じ村高とあり取箇ハ叔と摺立て米納
よするゆえ叔の善悪は随ひ米の多少なり夫より厘附ハ始り取箇の目

當りせしより根取の名目始りしあり今の根取と云るハ田畑とも檢地
石盛極りしるとハ壹反取米何程と極ると根取と云飯令ハ上田の石
盛十五之と五箇取して取米七斗五升又極め中下下とも石盛貳斗
より取米を定め置と根取と云關東ハ上中下と分け反取の極りハ
里で畝引檢見の節損毛ハ畝より引き根取米ハ動りさ位限り反當
りの根取米と掛りしりとも今色取又成て根取ハ不用のものなり
といへども根取米ハ村に定りたりて上方ハ厘取と今ハ反當りの
根取と云れども元來檢地しりともハ先づ反別と極め石盛と付壹
反の取米何程と反取して最初ハ極め夫ハ高ハ割厘取とある依て厘取
の場処より幾箇何分何厘何毛の免が即ち根取あり然る処右ハ云如
く享保以來色取檢見又成てより根取ハ入用なく潰れども元來根

取のあはれ村をあら言あふり一向居村の根取とあふりる村役人ども多
し定免村にては仮令バ三箇五分の定免と極まば則ち三箇五分が根取
免あり又根取と計り代と唱る外りり又反取と去ハ檢見して取米の
多少は随ひ壹反の當りと反取と去ハ根取ハ上中下の位は應し古来よ
り極りりりて取米辻と根取と去反取ハ當坐の反當りと去りりて詠り
違ひりる外根取反取同じりり心得居るハ誤りあり

一 虚厘実厘之事

上方を田畑とゆ米取して取米と直と厘より割るゆへ実厘あり閑東
わ田を米取し付実米あれども畑を永取ゆへ永壹貫文或石五斗代の米
は直し田の取米へ加え免割はるゆへ虚厘あり總て其年の厘村は用
るる或石五斗代して米は直に定法あれども中古と違ひ穀物の相場も

高し成り何れゆの豊年といへども金壹兩は或石五斗の直段はあはれと
ゆへは知行渡し等の見合は致し取米五箇年十箇年平均は用る石代を
壹石或石五斗代は直して出せ外の厘村ハ當時の相場は近き方ハ付壹
石或石五斗代と実厘とし或石五斗代と虚厘と然るは地方美法全書
より或石五斗代と実厘壹石或石五斗代と虚厘と有り之は或石五斗代
は其年の厘を用ゆるゆへ実厘としりるゆへれども當時の相場は近
き方と実厘と有り可あるべし既ハ知行渡の節見合はる厘ハ壹石或
石五斗代の厘を用ゆるは実厘とるて明らりり先史小宮山氏も當時の
相場は近き方と実厘とまべしと田園類説より書置き有り

改正地方戶部金

卷之三

改正補訂地方凡例錄卷之三下

